

点検業務仕様書

第1章 業務概要

1 件 名 令和7年度穴生ドーム膜構造部点検業務委託

2 履行場所 北九州市八幡西区鉄竜一丁目5番2号

3 履行期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 対象業務

(1) 本仕様書の対象業務は、次のとおりとする。(疑義がある場合は、協議の上決定する)
膜点検

- ・膜張力測定 (一般部26箇所、妻部4箇所)
- ・膜定着ボルト点検 分割部：10列中の1箇所3本のトルクチェックを両妻面行う
膜周囲：4箇所の緩みチェック
内 部：地上部より双眼鏡にて目視可能な範囲確認
- ・膜面の状態点検 (外部を高所作業車、内部を双眼鏡で目視可能な範囲確認)
- ・ケーブル点検 (高所作業車で位置ずれ、コーティングの状態等確認)
- ・鉄部 (膜用二次部材) 点検 (錆等を目視可能な範囲確認)
- ・報告書作成 (報告書には、異常があった場合に正常に戻す費用も記載)

※点検方法は、(社)日本膜構造協会の膜構造建築物維持保全計画指針、同解説を参考とする。

第2章 共通仕様

1 業務関係図書

次の書類を作成し、定められた期日までに担当者の承諾を得ること。

- ① 業務計画書 (業務開始5日前まで)
- ② 緊急連絡表 (業務の実施前まで)

2 業務責任者

業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。
なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

- ① 氏名、年齢、経歴
- ② 資格書 (写)
一級建築士等
- ③ 受注者との雇用関係を証明する書類

3 業務担当者

(1) 本業務の実施に先立ち、業務担当者に関する次の事項について、書面をもって施設管理担当者に通知する。なお、業務担当者に変更があった場合も同様とする。

- ① 氏名、年齢

② 資格書（写）

(2) 業務担当者は、業務を遂行する上で必要な知識、技能及び資格を有すること。

※膜点検を行なう者は、(社)日本膜構造協会の登録点検者とすること

4 業務条件

実施日・作業時間帯は、建物使用に支障のない日・時間帯とし、施設管理担当者との協議による。

5 成果品

作業終了後速やかに報告書（A4製本2部）を提出する。なお、点検の結果が建築物のカルテとして役立つよう、その建築物の履歴が分かるように留意して報告書を作成すること。詳細については、協議による。

6 受注者の負担の範囲

受注者の負担の範囲は次による。

- ① 業務の実施に必要な電気、ガス、水道等の使用にかかる経費
- ② 業務の実施に必要な外線電話等の使用にかかる経費
- ③ 業務の実施に必要な資材、消耗品、材料等
- ④ 文具等の事務消耗品
- ⑤ 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

7 廃棄物の処理等

業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理費用は、受注者負担とする（消耗した用具等については受注者が責任をもって持ち帰る）。

8 業務の検査

施設管理担当者の指示に従い、支払いに伴う履行検査を受ける。

9 駐車場の利用

施設内の駐車場の利用については、協議によるものとする。